

千葉県関係部局との意見交換会

県との意見交換会は、我々造園業界の声を県の関係部局（県土整備部、農林水産部、総務部、企業局）幹部の皆さんに直接届ける場として毎年開催しています。

本年度は、去る9月5日(木)ホテルプラザ菜の花において、県土整備部から都市整備局長澤宏幸様、次長横土俊之様はじめ公園緑地課など9名、農林水産部から次長小野勉様はじめ森林課1名、総務部から管財課2名、企業局土地管理部から2名、全体で15名にご出席を頂き、協会から正副会長、理事、監事11名が出席しました。

後日、県から「海岸保安林の再生」「少子高齢化・地域防災に対応した公園再整備計画検討プロジェクト」「門松づくり講習と寄贈」「造園技能検定講習」などの主要事業の活動を紹介しながら関連する要望とともに、会員から寄せられた「資材・人件費高騰のため委託業務の指名競争入札の契約の予定価格を5百万円未満から1千万円未満に、建設工事においても指名業者選定基準の発注金額をA等級5千万円未満から7千万円未満などに見直すこと」、「森林環境譲与税活用」、「造園職種の採用」、「道路管理における除草剤の使用」等25の質問要望について回答を寄せていただきました。



【協会の主な事業と要望等】

項 目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
Ⅰ 海岸保安林の再生	①九十九里地区及び平砂浦地区の保安林整備の進捗状況はどのようになっていますか。また、今年度はどのような整備を行う予定ですか。	＜森林課＞九十九里地区の保安林整備の進捗状況ですが、津波対策としての砂丘の整備を重点的に実施し、平成28年度までに約13キロメートルを完了しています。 森林整備については、ボランティア等によるものも含め、平成24年度から令和5年度までに約170ヘクタール実施し、進捗率は全体計画に対し約70パーセントとなっています。 平砂浦地区の進捗状況ですが、森林整備については、ボランティア等によるものも含め、平成24年度から令和5年度までに約32ヘクタール実施し、進捗率は約55パーセントとなっています。 今年度は、両地区とも植栽を予定しております。
	②広葉樹導入の検討状況について教えてください。また、海岸前線部より内陸側についてはいつどのように進めていくお考えですか。今後の見通しなどの共通認識を持つ場として海岸県有保安林再生部会等の開催をお願いします。	＜森林課＞現在は、植物の生育環境として厳しい海岸の前線部（砂丘裏法面端から100m未満程度の範囲）や、景観として松林が求められる箇所については、クロマツの植栽を進めています。前線部より内陸側については、マツクイムシの被害や生物多様性を考慮して、広葉樹を導入することとしています。 今後の見通しですが、九十九里地区だけでも、海岸前線部（砂丘裏法面端から50mの範囲）の植栽必要エリアが約50ヘクタール、その後ろの50～100mの範囲においても約40ヘクタールが存在しているため前線部のクロマツの植栽を優先して進めています。 今後は広葉樹の植栽方法を確立していきたいと考えております。 部会等の開催については未定ですが、皆様からのご意見等についても随時伺わせていただければと考えております。
	③北部林業事務所防災林造成工事では、抵抗性クロマツのコンテナ苗が使用されていますが、今年度の抵抗性クロマツコンテナ苗の供給量はどの位を予定していますか。また、令和5年度の活着率はどの位ですか。	＜森林課＞今年度の県内産抵抗性クロマツコンテナ苗の供給量は約3万2千本を見込んでいます。 海岸保安林の公共事業での必要量は3万5千本であり、不足分については、県外産コンテナ苗の使用を考えています。 また、令和5年度の活着率は99%（一部生育調査中）となっています。
Ⅱ 少子高齢化・地域防災に対応した公園再整備計画検討プロジェクト	①県が支援助言し推進している市町村が行う都市公園の再整備事業に係わる、最近3年間の事業費の推移と今後の新規地区の見通しについてお伺いいたします。	＜公園緑地課＞市町村が都市公園の再整備事業を都市公園事業として実施する場合は、社会資本整備総合交付金により、国から支援を受けることが可能です。 令和4年度から令和6年度の3年間で、同交付金により再整備を実施している市町村は、県内で2市2公園あり、令和7年度も2市2公園で予定しております。 なお、公園施設の老朽化が進む中、公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設長寿命化対策支援事業により、公園施設の改築・更新に取り組んでいる自治体は、16市あります。 県としましても、必要に応じ、円滑な事業実施に向けて、助言等を行ってまいります。

項 目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
Ⅱ 少子高齢化・地域防災に対応した公園再整備計画検討プロジェクト	②近隣公園などでブランコ、滑り台、鉄棒などの遊具が老朽化し危険ということで撤去されたままになっている公園が見受けられます。早期に遊具を設置するようにご指導をしていただきたい。 また、令和6年度創設された「こどもまんなか公園づくり支援事業」をどのように推進するお考えですか。	<公園緑地課>遊具等の公園施設の老朽化が進む中、公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設長寿命化対策支援事業により、公園施設の改築・更新を計画的に取り組むよう、市町村の支援を行ってまいります。 「こどもまんなか公園づくり支援事業」は、こども計画又は緑の基本計画等において、こどもの遊び場となる都市公園の整備に関する方針を位置づけ、社会資本総合整備計画に事業計画に記載することにより、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象となることから、それら計画への位置づけや整備計画の策定を行うよう支援し、既存事業からの移行を推進しております。
	③今年度から蓮沼海浜公園及び富津公園における「再整備計画」の検討が行われていますが、「再整備計画」の完成はいつ頃になりますか。また、「再整備計画」の事業開始はいつ頃を予定していますか。 その他の県立公園の再整備計画の推進状況について教えてください。	<公園緑地課>蓮沼海浜公園及び富津公園における再整備については、令和4年度に基本方針を策定し、民間活力の導入による再整備を進めることとしました。 この方針に従い、令和5年度に民間事業者からアイデアを募集するためのサウンディング型市場調査を実施し、再整備計画（案）を作成しました。 今年度、5月に検討会議において、これらの取組について報告を行い、委員から再整備計画（案）について様々な御意見をいただいたところです。 今後、再整備計画（案）を基に、事業化に向けたサウンディング型市場調査を実施し、事業者公募に向けた準備を進めてまいります。 その他の公園における民間活力導入による魅力向上については、柏の葉公園において、先月8月30日、本県の県立都市公園としては初めて、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した2つの飲食施設がオープンしました。今後、健康スポーツゾーンにおいて、都市型スポーツ施設の導入に向けて、民間事業者へのヒアリングを行いながら、事業スキームや公募条件等を検討してまいります。 【再質問】他の公園では何か動きはあるか。 【回答】造成工事等を行っている公園については、民間活力導入を視野に入れながら、整備を進めていくというところですが、今のところ蓮沼海浜公園、富津公園、柏の葉公園以外で具体的な動きはない状況です。
Ⅲ 門松づくり講習と寄贈	①「ミニ門松」はCCIちばの事業として取り組みますので、一般募集について県のご協力をお願いしたい。	<建設・不動産課>「ミニ門松」づくりは、県民参加型のイベントとして、CCIちばの事業においても建設業の魅力向上に資する重要な取り組みの一つであり、また、参加された方々からも大変好評を得ているところです。 講習会の一般募集につきましては、CCIちばのホームページに掲載するとともに、県のホームページでも紹介するなど、協力させていただきます。
	②昨年同様、寄贈先との仲立ちをお願いしたい。	<建設・不動産課>昨年も、県庁本庁舎正面玄関ほか関係施設に門松を寄贈していただきまして、誠にありがとうございます。 寄贈された施設では、大変喜び、感謝しております。 今年度の寄贈につきましても、これまで同様、引き続き仲介させていただきます。
Ⅳ 造園技術の向上	(造園技能検定講習) ①印旛沼下水道事務所等において造園技能士を入札参加資格要件に位置づけていただき大変感謝しております。また、有資格者にとって励みにもなっています。 専門的な技能を必要とする業務を発注するすべての機関が造園技能士を入札参加資格要件とするように徹底をお願いしたい。	<管財課、建設・不動産課>専門的な技能を必要とする業務については、業務内容等に応じ、発注所属において、「造園技能士の資格者を有する者であること」などの必要と認められる入札参加資格要件を設定しております。 今後とも、適正な業務の履行の確保や入札の公平性・競争性などに配慮しつつ、入札制度の適切な運用を図ってまいります。
	(造園技能検定講習) ②造園技能士の資格についてご理解をいただくため、県担当者の皆さんにも造園技能検定試験講習会の視察をしていただきたい。	<公園緑地課>造園技能士は、公園・緑地に係る整備や管理を行う上で重要な資格であると認識しており、県としても県立公園の整備・管理や職員の技術向上の観点から、造園技能士を知ることが重要であると考えております。 本資格への理解を深めるため、引き続き、出先機関の職員も含め、参加を呼び掛けてまいります。
	(街路樹剪定士研修会・認定試験等) ①葛南土木事務所等において街路樹剪定士を入札参加資格要件に位置づけていただきありがとうございます。 街路樹剪定業務については、良好な景観を保全するため県の全機関で街路樹剪定士を入札参加資格要件とするようにお願いしたい。 また、街路樹の倒木等を防止する街路樹の簡易診断に街路樹剪定士の活用をお願いします。	<管財課、道路環境課>専門的な技能を必要とする業務については、業務内容等に応じ、発注所属において、「街路樹剪定士の資格者を有する者であること」などの必要と認められる入札参加資格要件を設定しております。 今後とも、適正な業務の履行の確保や入札の公平性・競争性などに配慮しつつ、入札制度の適切な運用を図ってまいります。 街路樹剪定士の活用については、業務内容や現地の状況に応じて、検討してまいります。
	(街路樹剪定士研修会・認定試験等) ②県担当者の皆さんにも街路樹剪定士研修会に参加していただき、街路樹剪定士制度等についてご理解願いたい。	<道路環境課>昨年11月の街路樹剪定士研修会に県職員も参加させていただきました。今後も街路樹剪定士の制度について、県職員へ周知してまいります。
	街路樹剪定士研修会・認定試験等) ③街路樹の植え替えあるいは公園再整備が見込まれる中、植栽土壌のスペシャリストとして植栽基盤診断士による提案が期待されています。 県発注工事の入札公告等に植栽基盤診断士を明記していただきたい。(国、URでは採用しています。)	<公園緑地課>一般競争入札の実施にあたっては、発注所属において工事内容に応じて必要と認められる入札参加資格要件を設定しております。 植栽基盤診断士の活用につきましても、当該資格の普及状況などを注視しつつ、工事内容や現地の状況に応じ、検討してまいります。 今後とも、適正な業務の履行の確保や入札の公平性・競争性などに配慮しつつ、入札制度の適切な運用を図ってまいります。

【会員から寄せられた意見や要望】

項 目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
Ⅰ 入札等について 要望 1	①発注される建築土木工事に造園工事の仕事があっても建築土木業者に一括発注されている場合があります。造園業者は下請け業者となり工事価格や代金支払いなどのリスク、価格の透明性、品質確保のなどでも問題を生じる恐れがあります。 また、造園工事が減少する中にあって、適正な利潤の確保や業者育成の観点から建築土木工事に樹木の植栽等の造園工事がある場合は、是非造園工事として分離発注をしていただきたい。	<公園緑地課>県が発注する公園工事については、一体施工の必要性を考慮する工事もありますが、公園緑地課から各土木事務所に依頼し、できるだけ分離発注をするよう努めているところです。 今後も、庁内で情報共有を行うとともに、県内業者の発展に考慮しつつ、公正性や品質確保を図りながら、適切な制度運用に努めてまいります。
	②緑地管理・道路清掃などの委託業務の指名競争入札の契約は予定価格が5百万円未満となっていますが、資材・人件費が高騰し、従来指名競争入札で発注されていた業務量を積算すると大幅に5百万円を超える額になります。 管理業務委託であることから概ね同じ業務量での発注になると思われます。このため、指名競争入札の契約の予定価格を1千万円未満に変更していただきたい。 また、建設工事も同様な状況にありますので、指名業者選定基準を工事の種類の管・その他工事の発注金額をA等級5,000万円未満2,000万円以上を7,000万円未満2,500万円以上に、B等級2,000万円未満500万円以上を2,500万円未満1,000万円以上に、C等級500万円未満を1,000万円未満に見直ししていただきたい。	<管財課、建設不動産課>県における契約の相手方の決定は、地方自治法の規定に基づき原則として一般競争入札によることとなっておりますが、緑地管理・道路清掃を含む業務委託等については、発注者・受注者双方の入札事務に係る業務量等を勘案し、予定価格5百万円未満の場合は指名競争入札によることとされております。 指名競争入札の拡大には、法の趣旨から慎重な検討が必要であると考えております。 建設工事における等級別発注基準については、入札参加業者資格者名簿に登録される業者の数や造園工事の発注実績等のバランスを踏まえ、適宜見直しを行いながら運用しており、引き続き、適切に対応してまいります。
Ⅱ 公園緑地・景観整備等について	①実施中の県立都市公園整備事業（八千代広域公園、市野谷の森公園、長生の森公園、各公園の寿命化対策事業等）の進捗状況と完了の予定について教えてください。	<公園緑地課>県立都市公園のうち、整備中公園の進捗状況と今後の予定について、説明いたします。 八千代広域公園については、現在、萱田側の用地交渉を進めながら、第1期区域の造成工事や施設整備などを進めています。 プレイパークエリア、健康増進エリア、インクルーシブエリアで構成し、高齢者から幼児まで幅広い年代に楽しんでもらえる公園づくりに取り組んでいます。 （詳細は千葉土木事務所HP「八千代広域公園の整備に係る説明会」(R6.8.3)資料を参照下さい。） 市野谷の森公園については、令和3年度末に事業認可を取得した第2期区域の用地買収を進めているところであり、今後も引き続き用地買収を進めます。 長生の森公園については、昨年9月の大雨で浸水被害のあった受変電設備の復旧を行うとともに、園路・広場工事を行っており、今後も引き続き事業を推進してまいります。 各県立公園の寿命化対策事業については、予防保全及び事後保全の観点から必要となる公園施設の改修を実施してまいります。
	②千葉県企業局土地管理部の本年度の緑化事業の内容と今後の見通しについて教えてください。	<企業局資産管理課>今年度以降の緑化事業については、予定はありません。 なお、企業局土地管理部で保有している土地の維持管理のため、引き続き、除草・伐採等の業務委託を予定しています。
	③千葉県には、千葉県自然環境保全条例第26条に基づき、一定面積以上の開発に対して企業・県・市町村の三者による緑化協定があります。 しかし、現在の小規模開発には適用されない為、都市の緑はなくなる一方です。 また、千葉県環境生活部では、平成25年7月の千葉県ヒートアイランド対策ガイドラインの中で、「ヒートアイランド対策の必要性として県全体でみるとヒートアイランド対策としては、残された豊かな樹林や自然的な地表面被覆を保全していく事が最も重要と考えられます。 都市緑地はヒートアイランド現象の緩和に大きな役割を果たしており、今後無秩序に開発を行ない、これらが消失すれば、既に発生しているヒートアイランド現象の影響が今以上に極めて大きくなると考えられます。」※一部抜粋 東京都の緑化に対する考え方は、「これ以上都市の緑を減らさない、今ある緑を守り育て、失われた緑を少しでも多く回復していく事が必要と考えています」 このように、都市緑化について今よりも増やす方向で、条例の整備や各市町村への指導や検討をしていただきたい。	<自然保護課、公園緑地課> 本県では、千葉県自然環境保全条例に基づき、一定規模以上の工場・住宅建設等の開発行為を行う事業者の方々との間で、開発面積に応じた緑地面積の確保・維持管理を行う旨の緑化協定を締結しており、今後も、事業者の方々の御理解と御協力を得ながら緑地の保全に努めてまいります。 また、都市における緑地の質・量両面での確保に向けた「都市緑地法」が国会で成立し、緑地の保全等に関する国の基本方針が策定されることから、これを踏まえ、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画である「緑の基本計画」を、市町村が適切に計画策定や見直しを行うよう支援してまいります。

項 目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
Ⅱ 公園緑地・景観整備等について	④既存の都市緑化について、適正な維持管理を行なうようにしていただきたい。 現在では、特に街路樹において、数年に一度伐採のような剪定が行なわれております。適正な剪定（時期や回数）や施工箇所における適切な樹形の考え方を県と企業で認識を統一し、美しい街路樹を形成していただきたい。	<公園緑地課>都市緑地の維持管理については、公園緑地工事積算体系、公園・緑地分野の資格制度を活用するよう周知を図ってまいります。 また、県管理道路の街路樹については、繁茂した枝葉が、車両や歩行者に接触したり、通行の見通しを阻害することが無いよう、剪定などの維持管理を行っているところです。 引き続き、道路パトロールや地域の要望を踏まえ、街路樹の適切な維持管理に努めてまいります。
	⑤千葉県内における緑豊かな都市の形成において、都市計画や景観計画等を造園的な観点からみる造園専門職の配置が必要ではないでしょうか。 安全安心な街づくりの観点から見れば、堅固なコンクリートで護岸を固められた河川整備や広く通りやすい道路は、利便性と安全の面から見れば良いのかもしれません。 しかし、子供たちと魚釣りや川遊びなどで自然にふれあおうとしても近づくことすら出来ない川。 街路樹など都市の大切な緑は、新緑や紅葉や花や匂いなどで季節を感じさせてくれるはずの樹木は、暑い日に緑陰としての機能さえ出来ない幹だけになった街路樹へと姿を変え、さらに植樹帯はコンクリートや防草シートで覆われ年々面積を減らしております。 建物周辺の植栽や街路樹や緑地帯など、都市の中にある緑地空間は、生物多様性が叫ばれている現在において、その生物が生育できる大切な空間となります。 それらは同時に、我々が生活する上で大切な安らぎや潤いを与えてくれる場所となります。 そのため、魅力ある快適な空間づくりやグリーンインフラの専門である造園職の配置が必要ではないでしょうか。 そして、持続可能なみどり豊かな空間整備の実現には造園職種の採用が必要ではないでしょうか。	<県土整備政策課>緑豊かな都市環境の形成にあたっては、造園の知識が必要である事は十分承知しております。しかしながら、土木職の職員が大幅に不足している状況を踏まえ、引き続き土木職員の中から能力、適性を考慮して配置してまいります。
Ⅲ 森林環境譲与税の活用について	①令和元年度からスタートしました森林環境譲与税の今年度の配分は、どの位になりますか。 また、5年が経過した中、森林環境譲与税を活用した森林整備の具体的な取組状況を教えてください。	<森林課>令和6年度は、森林環境譲与税の満額譲与が開始される年であり、本県においては、市町村分として1,032,344千円、県分として114,705千円、合計1,147,049千円が譲与される見込みです。 令和4年度までの森林環境譲与税を活用した森林整備に係る市町村の取組としては、 ・災害に強い森づくりのための重要インフラ施設周辺での森林整備 ・ナラ枯れ被害木の伐採・搬出・間伐への補助 ・森林整備に関するアンケート、意向調査 などが実施されています。 県の取組としては、法の規定により用途は市町村支援とされていることから、都市部と森林地域をマッチングし、双方の市町村が連携して森林整備に取り組む「森林整備広域連携モデル事業」を実施しました。 なお、森林環境譲与税の用途については、決算を議会の認定に付した後に公表することとなっているため、令和5年度の用途については、各自治体から令和7年1月～3月頃に公表される見込みです。
	②森林整備の担い手で景観整備機構である当協会も森林整備の取組に協力したいと考えています。森林環境譲与税使途の検討課題等の協議の場に参加させていただきたい。	<森林課> 1 市町村が森林環境譲与税を活用して進める森林整備の推進に当たっては、担い手の確保は重要な課題の一つであり、現在、森林整備を中心的に担っている森林組合等の林業事業体に加えて、貴協会の会員の御協力をいただく場面もあるものと考えています。 2 現在、市町村に配分される森林環境譲与税の用途は、各市町村がそれぞれの地域特性に応じて独自に決定しているところです。県としては、市町村に対して日常的に行っている普及指導員によるサポート業務等を通じて、貴協会の活動についても周知を図ってまいります。 3 また、千葉県森林・林業担い手確保・育成対策事業では、他業種の参入支援として「森林・参業参入支援研修会」等を実施しています。なお、森林経営管理法第36条の規定に基づいて行う経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者について公募する「意欲と能力のある林業経営者等」に登録されますと、県が定める基準を満たす業者として県のHP等で公表されます。



項 目	協会の質問・要望	県からの説明の要旨
IV 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用について	①国土交通省は、令和5年度からの「あらゆる工事での建設キャリアアップシステム(CCUS)完全実施」に向け、「建退共のCCUS活用への完全移行」、「社会保険加入確認のCCUS活用の原則化」、「国直轄での義務化のモデルの工事実施等、公共工事等での活用」の3つの具体策を提示しています。 県は、これまでにどのようなCCUS活用等の取り組みをされてきましたか。 また、今後公共工事においてどのようなCCUSの活用を考えていますか。	<建設・不動産業課、技術管理課>建設キャリアアップシステムの普及・活用を促進するため、令和6年2月に、県が発注する全ての工事を対象とし、受注者希望型による「千葉県建設キャリアアップシステム活用工事」を導入したところです。 活用工事では、事業者登録や就業履歴蓄積などの目標基準を達した場合、カードリーダー等の費用補助、工事成績評価における評価を行うこととしています。 今後、県発注工事におけるCCUSの活用状況等を勘案し、更なる普及・活用が促進されるよう、取り組んでまいります。 【再質問】今モデル事業は何件くらいあるか。 【回答】今年度の発注に適用しているところであり、まだデータ管理はされていないため、今後管理していきたいと考えております。
V 諸事項の改善について	①昨年、植栽地や道路脇などに既に抜根除草が難しい様な維持管理に除草剤の適正使用について検討をお願いいたしましたが、どのような検討がなされたか教えてください。 ②数年前から夏季において熱中症警戒アラートが頻繁に発令されるようになりました。 現場においても熱中症でダウンする作業員が多く見受けられます。 各作業において、空調服の着用や水分補給、休憩をこまめに取るなどの対策はしております。 しかしそのため、日当り施工量は通常の半減となり、暑さに対する経費も多くかかります。 このような中、夏季における施工単価の見直しをご検討願います。	<道路環境課>今年度、他の都道府県に対して除草剤に関するアンケートを行いました。 除草剤を使用している自治体もあったことから、本県でも導入に向けて検討してまいります。 <技術管理課、管財課>夏季の過酷な作業環境下では、熱中症等のリスクがあるため、作業時間が十分に確保できず、作業効率に影響があるものと認識しております。 県発注の工事については、令和元年8月より、工事現場の熱中症対策に掛かる経費を真夏日の日数に応じて、現場管理費に加算することとし、変更契約において行っています。 また、令和6年1月からは、猛暑日の日数を雨休率に加味し、工程を設定するよう改定したところです。今後も夏季における施工単価の見直しについては、国の動向を注視してまいります。 【再質問】除草、草刈りの業務委託については、一切補正が無い。 【回答】委託については、統一的な積算基準は無く、補正は無い状況です。